



女子栄養大学短期大学部

自己点検・評価報告書

2024 年度

目次

女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の概要・・・ i ～ ii

基準Ⅰ. 建学の精神と教育の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基準Ⅱ. 教育課程と学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基準Ⅲ. 教育資源と財的資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

基準Ⅳ. リーダーシップとガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程・・・・・・・・・・ 9

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制・・・・・・・・ 13

○ 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領・・ 15

女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の概要

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2024 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2025 年 2 月 7 日開催）で決定した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（一財）大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」）が設定する大学評価のための基準・観点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、基準協会が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでになにをどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取り組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2024 年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育目的を定め教育課程を適正に編成して丁寧な学修支援及び就職支援を行うとともに、本学の独自性を以て地域・社会に貢献している。
- 社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築する。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2024年度 女子栄養大学短期大学部 自己点検・評価

※(視点)の番号は、大学・短期大学基準協会が設定している評価の視点。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果				
基準Ⅰ－A 建学の精神				
【目指す状態】 建学の精神を踏まえ、栄養学の実践を通して、地域・社会に貢献している。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神を踏まえ、地域・社会と連携した活動を行っているか。	I－A-1～2	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」に基づき、栄養学の実践を通じ、地域と連携して社会に貢献している。連携の基本方針及び具体的な取組事例は、ホームページに掲載して、広く周知している。 2024年度の主な取組みとして、豊島区と区内7大学との連携協定による区民向けの講座「としまコミュニティ大学」において、学習成果を地域・社会に繋げる連携事業に参加し、本学の特色を活かした講座を開催している。荒川区との取組みでは、区民の健康づくりを応援するため、区内飲食店での健康メニュー（あらかわ満点メニュー・おうちde満点）の開発に取り組んでいる。また、スーパーマーケットチェーンのイオン（株）とは、四群点数法に基づいた栄養バランスの取れた弁当や惣菜、調理麺のメニュー開発に取り組んでいる。プレスリリースについては2024年度で15件の発信を行い、メディア掲載に繋がるよう広く情報発信をした。	地域や社会の新たな分野や領域との取組みや、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした連携活動を進めていく。連携活動を広く周知するために、プレスリリースの強化やホームページ、SNS等での情報発信を積極的に行っていく。社会連携の取組み以外にも、教員の関わる教育・研究分野の取組みにおいても、その概要とSDGsの17の目標に該当する項目をホームページで掲載・更新して広く周知している。	リニューアルしたホームページにおいて、学園の今を伝えるタイムリーな情報発信を効率的・効果的に進めていくと共に、掲載するコンテンツの検討を行う。プレスリリースについても積極的に情報発信をしていくと共に、学内において情報提供の依頼や情報収集のあり方を検討していく。
基準Ⅰ－B 教育の効果				
【目指す状態】 教育目的の実現のため、学修成果に関する基本方針を定め、定期的に点検を行っている。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神に基づき、教育目的・目標を確立しているか。	I－B-1	本学の育成する人材像にあわせたカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーを2024年度内に見直し作業を行い、2025年度よりホームページを通じて広く公開できるよう整えた。	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しが終了し、本学が養成する栄養士像の明確化が進んだ。またそれに対応したカリキュラム作成作業もほぼ終了したので、それらに合致した学習成果の評価体制と内容を具体的に検討していく。	2024年度に3ポリシー及びアセスメント・ポリシーを見直した。2025年度以降は、見直し後のポリシーに沿った教育体制を進めていく。
②学修成果の方針を定め、点検を行っているか。	I－B-2～3	栄養士資格取得者数、栄養士実力認定試験成績、GPA分布等により学習成果を点検・評価し、成績不振者へのケアの体制も整いつつある。点検はカリキュラム委員会にて検討し教授会の審議を経て行うよう整備した。		

基準 I —C 内部質保証				
【目指す状態】 自己点検・評価活動の実施体制を整備し、内部質保証に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価を効率的・効果的に行い、改善にいかしているか。	I-C-1	・2023年度より体制を改め、改善計画に掲げた事項に取り組んだ実績が見られるなど、内部質保証の仕組みは整っている。一方、一部署では対応が難しいと思われる事項については、内部質保証推進委員会において優先課題を抽出し、学長に提示した。 ・学生が就職した企業等51件を対象に学修成果の獲得状況を調査し、21件の回答を得たところ、協調性やコミュニケーション能力、礼儀・マナー等が高く評価された。	・現在の内部質保証体制のもと、必要な改善が進むよう、活動を継続する。 ・企業等を対象に実施した調査結果を踏まえ、一般的な知識・教養や専門的な知識等の向上に取り組む。	・内部質保証の仕組みは現状を維持する。予算措置が必要になる改善事項に備え、取りまとめは9月を目途に取りまとめを進める。 ・学生に一般的な知識・教養に関心を持たせるために、図書館が行う利用ガイダンスや各種の企画に参加するよう促す。また、専門知識については、学生からの個別質問への対応を継続する。
②学習成果のアセスメント手法をもとに、定期的に点検しているか。	I-C-2	カリキュラム・ポリシー変更と合わせてアセスメント・ポリシーの見直し作業がいったん終了した。栄養士資格取得者数、栄養士実力認定試験成績、GPA分布等により定期的な学習成果の点検・評価を行った。	見直し後のアセスメント・ポリシーの運用化について、データリストの見直しとデータベース構築の大枠を決定する。	2025年度以降に向けて、アセスメント・ポリシーに必要なデータのデータベース化を進める。
【長所・特色】				
○建学の精神に基づき、教育目的を定め、学修成果の点検を行っている。 ○個々の学生の学修状況に合わせた支援ができるよう、体制整備に努めている。				
【基準 I 総括】				
○建学の精神のもと、教育目標を定めて学修成果の点検を行うとともに、本学の特色を活かした取組みで地域・社会と連携している。 ○学修成果の点検結果が十分に活かせるよう、見直されたアセスメント・ポリシーの運用の仕組みを構築する。				

基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
基準Ⅱ-A 教育課程				
【目指す状態】 3つのポリシーに則り、入学者選抜及び教育課程の編成を適切に行い、学習成果をあげている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育課程の編成・実施の方針に従って適切に編成しているか。	Ⅱ-A-1～4	・教育課程編成については、毎年カリキュラム委員会で見直しを行っている。 ・CAP制についても検討し「履修の手引き」で明示しているが、まだ学則に定められていない。 ・教養科目、専門科目について、本学が養成する栄養士像に沿って2025年度に向けて変更を行った。	基準Ⅰ-Bで示した方向性及び収容定員の縮小・栄養士資格未取得者割合増加に対応したカリキュラム編成を継続的に行う体制を整えつつある。CAP制は学則に規定する。	2025年度中に、変更したカリキュラム内容の精査を、カリキュラム委員会及び教授会にてさらに進めていく。またCAP制は学則に盛り込む案を作成し、進める。
②入学者の受け入れ方針のもと、適切に入学者選抜を行っているか。	Ⅱ-A-5	・アドミッション・ポリシーに基づき、学力、適性、主体性などの評価項目により、公正に選抜を実施している。入学者選抜の基本方針は、入試委員会において、検討、調整している。 ・選抜結果は、当該年度終了後に入試広報課でまとめて入試委員会に報告し、次年度に向け重点を置く取組みや改善案などの検討を行っている。しかしながら、結果を分析する仕組みの検討には至らなかった。 ・入学定員の確保に向けた広報の強化、指定校の拡大、入学者選抜の見直しに取り組んだが、定員確保には至らなかった。 ・オープンキャンパスやWelcome Collegeにおける参加型のイベントの強化を図った。オープンキャンパスと同時開催としたWelcome Collegeにおいては参加者を増やす事が出来た。 ・「栄短検定料無料制度」(総合型選抜1～3期、指定校推薦)ならびに栄大スカラシップ入試の検定料無償化を実施したが、志願者の早期確保という結果は得られなかった。	・アドミッション・ポリシーに沿った、入学者選抜の定期的な見直し、ニーズへの対応、それらを踏まえた入試改革を検討し実施する。 ・入学定員確保に向けた取組みを強化する。具体的には、広報活動の強化(WEB、オープンキャンパスやWelcome College)、地域連携の推進、新しいターゲット層の開拓(社会人へのアプローチ、男子学生獲得への戦略を検討)等を行う。	・2026年度入学者選抜における選抜方法の見直しを行う。面接をより重視した選考方法とし、コミュニケーション能力、協調性、志望理由、将来の目標を確認することにより、本学の学びを理解し、将来に向け2年間しっかり学ぶ意欲を持った学生を確保する。 ・地域や高等学校との連携強化を図り、指定校枠の拡大を検討する。そのため、積極的な地域貢献(イベントへの参加)や高校訪問を行う。 ・オープンキャンパスやWelcome Collegeなど対面で高校生にアプローチできる機会に重点をおき、本学の強みであるひとりひとりを大切にする対応により受験者確保につなげる(保護者対応も含む)。 ・社会人に向けた広報強化の検討を行う。2026年度入学者選抜に向けて、社会人学生の活用、卒業後の活躍する姿が具体的にイメージできるような効果的なアプローチ方法などを検討し、実施する。 ・校名変更を踏まえ、男子生徒のニーズを把握し、志願に向けての対策検討する。高校を訪問し、高校の先生とのコミュニケーションを通じて情報を収集する。男子生徒の受入体制整備(施設や課外活動、入学者選抜の見直し)の検討を行う。
③学習成果の獲得状況の測定方法を整理し、評価を行っているか。	Ⅱ-A-6～8	・学生の成績分布、栄養士資格取得状況、就職状況の把握を実施した。 ・試験規程に則った成績評価が適切に行われているかの確認をした。	・学生の成績分布、栄養士資格取得、就職状況について、年度別の推移をまとめ、年ごとの成果を把握していく体制を整える。 ・成績評価については、事前に各科目教員と確認を行い算出方法に倣った評価となっていることを、あらためて教務課職員が確認をする。	2025年度内に、成績、栄養士資格取得、就職結果の推移をまとめ教授会で報告を行い、学生に周知できるよう進める。

基準Ⅱ-B 学生支援				
【目指す状態】 学習成果の獲得に向けて、学生に対する様々な支援を組織に行っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生支援のための体制を整備し、学習及び生活に関して適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-1～3	・各教員の研究室、保健センター、カウンセラー、また教務学生課窓口において、課題を抱える学生の把握と情報共有が図られているか。 ・学生による授業評価について過年度からの推移を示す結果をホームページにて公表した。	・教員・教務学生課及び保健センターまたはカウンセラーによる情報共有の場を設け、カウンセリング室を利用する学生の状況把握を行う。継続的な意見交換会を定期的を実施する。 ・2025年度より新たに授業評価アンケートの運用を変更する。変更内容は、調査結果をもとに、各教員が考察、改善案をまとめ短期大学部長に報告する。また、集計結果を教授会のほか自己点検・評価、第三者評価、FD検討委員会における資料とし、ホームページにおける学外への公表を継続する。	・カウンセリングまた保健室の相談窓口を利用する学生は、年々増加傾向にあるため、2025年度においても引き続き教職員、保健センター、カウンセラーとの情報交換を密に行う。 ・2025年度より学生による授業評価に関する規程を改定しているので、その内容に沿って授業改善につながるよう進めていく。
②就職支援の体制を整備し、適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-4	希望進路調査を早い段階から定期的(2025年3月卒業者は、2024年1月から月1回を6月まで)に行うことで希望進路の変化や個々の学生に合わせた支援を行うことが出来た。 また、クラス担任を中心にゼミ担当教員にも就職活動支援講座周知や就職担当窓口への利用促進などに協力を仰ぎ、窓口利用率は100%（就職先決定前までの利用）となり、個々の対応によりきめ細かな支援を行うことが出来た。	就職に関する情報収集手段はメールまたは窓口利用としているが、本人が就活を意識したタイミングでの情報収集となるので、学生生活の中で意識づけを図れるように多様な手段を用いて情報発信を行う。	定期的な希望進路調査及び教員からの協力は引き続き実施する。 学生生活の中での就職に関する意識づけは情報発信を学内の掲示板も利用することで、意識の醸成を図るようにする。
【長所・特色】				
○学生支援及び就職支援は、学生一人ひとりの状況を教職員で共有し、丁寧な支援を行っている。				
【基準Ⅱ 総括】				
○教育課程を適切に編成し、教員と職員の協働による丁寧な学修支援及び就職支援を行っている。 ○18歳人口の減少及び短大進学希望者の減少による影響並びに栄養分野の志望動向を十分に分析し、法人と短大部が一体となった入試改革に取り組んでいる。				

基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
基準Ⅲ-A 人的資源				
【目指す状態】 教育目的を実現するため、教員及び事務組織を整備し、教育研究活動を推進している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①適切に教員組織を編成し、教育研究活動を支援する環境の整備、教員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-1～2	・2023年度に今後の教員の補充の見直しを確認した。その結果、非常勤講師等も含め、適切な教育環境を提供できる教員配置を行っている。 2024年度には実験実習助手（教務系職員）の配置方法を見直し、規程の改定とともに、2025年度の移行に向け、新たな配置方法による試験運用を実施した。 ・FD検討委員長が委員会の意見を集約し、研究支援課との間で調整を行った上でFD研修会を9月に実施した。	・補充の見通しにそって、適切な教育環境の維持に努める。また、実験実習助手の新たな配置方法に支障がないよう、継続して運用する。 ・FD検討委員会、教務学生課職員及び研究支援課とで年度当初に必要なテーマ、開催時期を検討する。	・教員配置計画については、当面は特段の改善を実施せず、確認した見通しのもと進める。 ・FD検討委員会において、2025年度中に2026年度の研修企画を決定するとともに、以降の委員会の活動工程を調える。
②事務組織が機能する体制を整備し、職員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-3～4	・現在の事務職員の配置状況や業務内容、超過勤務時間、休暇取得日数等を把握するとともに、超過勤務時間の多い職員には適宜ヒアリングを実施した。 ・SD研修では、教育・研究活動や組織の運営・管理に必要な知識と能力を備えた人材の育成を基本目標としている。2024年度は3つの研修を計画し、そのうち、基礎的研修として「ハラスメント防止研修（アンガーマネジメント研修）」を、業務別研修では「情報セキュリティ研修」を実施した。 ・「人材育成の目標とSD研修体系」は、職員に提示できる状況に整備した。	・どの部署にどのようなスキルが必要かを明確にし、各職員のスキルや経験を評価し、適材適所の配置を行う。これにより、職員のモチベーション向上や業務効率化が期待できる。配置後も定期的に見直しを行い、必要に応じて配置転換を行う。 ・職員のスキルアップを図るための研修計画を立て、提供する。これにより、職員の成長を支援し、仕事の成果や効率、成果を向上させる。	・2025年度にキャリア支援として「自己申告制度」を導入する予定である。 ・2026年度中に業務遂行上必要な能力やスキルの向上を図るため、自己啓発支援規程を策定し、2027年度より自己啓発支援制度を運営できるよう整備する。

基準Ⅲ-B～C 物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育資源				
【目指す状態】 施設・設備などの学習環境を計画的に整備し、安全・快適で利用しやすい環境を維持している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	Ⅲ-B-1～2	（施設・設備） 法定検査及び日常点検等に基づき施設状況を把握し、施設の良好な環境維持に努めている。また、学校運営方針を踏まえ財務部局等と連携した施設整備に努めている。	（施設・設備） 厳しい財務状況を鑑み、効果効率的な執行に努めつつ、専門的視点を持つ協力業者を有効に活用した保全を行う。	老朽化した施設の状況把握に努め、随時修繕・改修を行う。また、施設全体の更新計画を策定するための調査を2025年度より行う。
		（ICT環境） 実習室および授業外で使用するフリースペースには、合計78台のパソコンを設置している。これらの機器は概ね5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンス及び脆弱性への緊急対応などを実施し、安定稼働に努めた。 フリースペースには複合機を配置しており、設置されているパソコンだけでなく、個人のパソコンやタブレット、スマートフォンからも学内無線LANを介して無料で印刷することができる環境を提供している。フリースペースの複合機では、通常の印刷に加えて、紙媒体の電子化（スキャナー機能）及び無料のコピーサービスを提供している。 無線LAN環境は教室を中心に接続可能となっており、機器の寿命やサポート期間を考慮して定期的な更新を実施した。	（ICT環境） パソコン環境については定期的なメンテナンス及び機器の更新を行っており、特に問題はない。 実習室の授業用パソコン58台は2023年度末に更新を行ったが、坂戸キャンパスから移設したフリースペースの20台はまだ利用可能と判断し、コスト面を考慮して更新を1年間延期した。2025年度には複合機と併せて更新を行う。	（ICT環境） 更新を1年延期したフリースペースのパソコン20台と複合機1台について、2025年度中に機器の更新を終える。 無線LAN環境について、2024年度に28基を処理能力の高い機種に交換したが、継続して通信状況の監視、ボトルネックの発見及び解消に努める。
		（図書館） 図書館の利用促進に向けて、次のような取組みを行った。 ①広報手段：Instagramによる情報発信で、よくある質問をショート動画にして掲載するなど、強化した。 ②資料紹介：教員推薦図書、企画展示、ブックツリー（本の常展示による紹介）、閲覧スタッフおすすめ本の紹介を行った。 ③来館促進：図書館利用ポイント制度（来館および図書館利用に対してポイントを付与し、景品と交換できるしくみを作り図書館利用のモチベーションアップを図る）を実施した。 ④資料利用促進：「書き写しチャレンジ」（指定する雑誌等コラム等を書き写し、文章力を身に付ける。利用ポイント付与）に加えて「新聞見出しチェックチャレンジ」（食や健康に係る新聞見出しを書き写す）を実施した。	（図書館） 利用促進に向けた取組みにより、貸し出し冊数の増加はみられたが、さらなる利用促進に向けて、タイムリーかつ継続的な情報発信の充実を図る。	（図書館） 2025年度は、新たにモバイルメールを利用し、新着雑誌の紹介などを積極的に行う（年10回程度）。

基準Ⅲ-D 財的資源				
【目指す状態】 将来的な見通しのもと、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育の質の確保を前提に、支出抑制に取り組んでいるか。	Ⅲ-D-1～2	直近2023年度の事業活動収支計算書及び2025年度事業活動収支予算書より、基本金組入前収支差額、教育活動収支差額を確認している。	2023年度決算では基本金組入前収支差額は収入超過であるものの教育活動収支差額は支出超過であったため収支均衡のため従来以上に支出抑制を目指す必要がある。入学者の減少傾向が続いている現状を踏まえ、補助金等の外部資金や寄付の獲得、資産運用等を含めた収入増を図る。	2025年度予算では、部署別の直近2023年度支出実績の10%減を予算編成基本方針で求め求めることとした。収入面では、学生確保のほか、外部資金獲得策等により増収を図る。予算策定開始時には、既に2025年度の計画が決定済であった為に削減額が目標に達しなかった事業については2025年度内に翌年度以降の経費削減の検討を新年度の当初から始めるよう学内に依頼した。
【長所・特色】				
○教員の配置や、ICT環境を含む施設整備について、適切な学修環境を備えている。また、図書館では利用促進に向けた様々な取り組みを実施している。 ○教職員の資質向上に向け、本学にとって適切な研修内容をもって、FD/SDを実施している。				
【基準Ⅲ 総括】				
○教職員の組織体制を適切に編成し、FD/SDにより資質向上を図っている。 ○施設・設備、ICT、図書館など学修環境を適切に整備している。 ○入学定員の充足状況と今後の見通しの分析のもと、法人と教学が協働して、収容定員の縮小とそれに伴う経費の見直しを図る。				

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス				
基準Ⅳ-A・Ⅳ-C 理事長のリーダーシップ、ガバナンス				
【目指す状態】 理事会等の学校法人の管理運営体制を整備し、理事長はリーダーシップを適切に発揮している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学校法人の管理運営体制は、適切に機能しているか。	Ⅳ-A-1	2024年9月3日開催の理事会において学校法人香川栄養学園内部統制システム整備基本方針を制定した。基本方針に従い監査環境の整備として内部監査室を新設することを役員会で調整し常任理事会で審議決定した。	内部統制システム基本方針に従い学内規程の整備を促進していく。	2025年4月より内部監査室を新設し監査環境の整備の促進を行うと共に経営管理体制等の課題の洗い出しを行う。
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ				
【目指す状態】 教学マネジメント体制の構築により、学長のリーダーシップのもと適切に運営を行っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学長を中心とした教学マネジメント体制のもと、適切に運営しているか。	Ⅳ-B-1～2	学長を議長とする会議体として学長室会議を置き、月例で開催することにより、教学マネジメントが適切に働くよう整備している。2026年度に向けた教学に関する運営方針をまとめ、教授会に提示した。	提示した運営方針に対する教授会からの回答を学長室会議において確認し、必要に応じて調整を図る。	2025年秋頃を目途に、学長室会議から教授会に対して、教育プログラムの指針となるよう、2027年度の教学に関する運営方針を提示する。
【長所・特色】				
○法人は、法令に照らし適切に運営されている。 ○学長のリーダーシップのもと、教育プログラムの運営・改善を実施している。				
【基準Ⅳ 総括】				
○理事長及び学長のリーダーシップのもと、必要とされる規則や体制を整え、教学の運営にあたっている。				
【全体 総括】				
○建学の精神のもと、教育目的を定め教育課程を適正に編成して丁寧な学修支援及び就職支援を行うとともに、本学の独自性を以て地域・社会に貢献している。 ○社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築する。				

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

（趣旨及び目的）

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

（恒常的質保証への努力）

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

（内部質保証の推進体制）

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

（内部質保証推進委員会の構成）

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）大学副学長（教学担当）
- （2）短期大学部副学長
- （3）栄養学部長
- （4）大学院研究科長
- （5）短期大学部長
- （6）学長室長
- （7）坂戸教務学生部長
- （8）駒込教務学生部長
- （9）入試部長

(10) 総務部長

(11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

(1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定

(2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(3) 本学の自己点検・評価活動の統括

(4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案

(5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言

(6) 認証評価の受審に関する事項

(7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第 12 条 内部質保証推進委員会及び IR 推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2025 年 2 月 7 日

内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなならないことに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、関係部局はその状況を推進委員会に報告する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(令和 7 年度実施)

2025 年 2 月 7 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙(P4)の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2024 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等においては、2025 年 5 月 1 日現在を基準日とする。また、入試データについては 2025 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

（３）自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

（４）実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

（５）自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取り組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- （１）内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、4月25日(金)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。ただし、基準日を5月1日としている事項(上記1-(2)参照)については、5月9日(金)とする。

- ① 「目指す状態」について変更を要する場合、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイント並びに前回の「改善計画」の記載を踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別 紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室	学長事務課（学長室会議）、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課、経営戦略課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課